令和3年度 個人住民税(町県民税)について

●個人住民税の計算のしくみ

前年の 所得金額 (総所得)

所得控除 の合計額

課税総別 得金額

税率6% 控除 県民税 税率49

町民税 所得割額 調整 税額 控除 県民税 所得割額

町民税 町民 税額 均等割額 県民税 県民 匀等割额 税額

個人住民税 町民税額と県民税 額の合計

分離課税の所得は、税率 の譲渡所得、株式等 (譲渡所得等) 異なります

●所得金額	
所得の種類(総所得)) 所得金額は、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。
営業等	サービス業、医師、外交員、大工、漁業等の事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、酪農品の生産から生ずる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、貸付の権利金・礼金等
利子	公社債や預貯金の利子等
総合課税の配当	株式または出資の配当等
給与	給与、賃金、賞与等から生ずる所得(※)
雑(公的年金等)	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等から生ずる所得(※)
雑(業務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した
	個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得
雑(その他)	生命保険の年金(個人年金保険)、他の所得に当てはまらない所得
総合課税の譲渡	土地建物以外の資産(車両、機械等)の譲渡による所得
(短期・長期)	※短期は、資産の取得後5年以内に譲渡したもの。長期はそれ以外。
一時	生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞金当選金等の一時的な所得

※所得全額調整拡降

- . 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア~ウのいずれか に該当する場合
- ア 特別障害者に該当する
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者も【くは扶養親族を有する 【所得金額調整控除額の算出方法】
- (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は、 1.000万円)-850万円)×10%
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所 得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等 に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合 【所得金額調整控除額の算出方法】
- (給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は、10 万円) +公的年金等に係る雑所得の金額
- (10万円を超える場合は、10万円))-10万円
- …。/ . の控除有⇒1. の控除使用後の金額から控除。

【給与所得の速算表】

給与収入金額 (円) 給与所得金額(円) 550 999 1,618,999 給与収入金額-550,000 551,000 1,619,000 1,619,999 1,069,000 1,620,000 1,621,999 1,070,00 1,623,999 1.622.000 1.072.000 1,627,999 1,624,000 1.074.00 1.628.000 1,799,999 $A \times 2.4 + 100,000$ 給与等の収入金額を 1.800.000 3.599.999 で割って、千円未満 A×2.8- 80,000 を切り捨てる・・・A 3 600 000 6.599.999 $A \times 3.2 - 440.000$ 8,499,999 給与収入金額×0.9-1.100.000 6 600 000 8,500,000 給与収入金額-1,950,000

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る前年の合計所得金額が

1,000万円超2,000万円以下

【雑(公的年金等)所得金額の速算表】※1円未満の端数切り捨て ◎65歳未満の方(昭和31年1月2日以後生まれ)

公的年金等収	入金額(円)	割合	速算控除		
~	1,299,999	100%	- 600,000		
1,300,000 ~	4,099,999	75%	- 275,000		
4,100,000 ~	7,699,999	85%	- 685,000		
7,700,000 ~	9,999,999	95%	- 1,455,000		
10,000,000 ~		100%	- 1,955,000		

◎65歳以上の方(昭和31年1月1日以前生まれ)

公的午金	き 収 ハ	金額(円)	刮合	迷异控际
	\sim	3,299,999	100%	- 1,100,000
3,300,000	\sim	4,099,999	75%	- 275,000
4,100,000	\sim	7,699,999	85%	- 685,000
7,700,000	\sim	9,999,999	95%	- 1,455,000
10,000,000	\sim		100%	- 1,955,000
	3,300,000 4,100,000 7,700,000	$\begin{array}{c} \sim \\ 3,300,000 \sim \\ 4,100,000 \sim \\ 7,700,000 \sim \end{array}$	$3,300,000 \sim 4,099,999$ $4,100,000 \sim 7,699,999$ $7,700,000 \sim 9,999,999$	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

●所得控除

2,000万円超

所得控除額は、納税者の個人的事情により税負担能力が異なることを考慮して所得金額から差し引くものです。

右記表「速算控除-100,000」

右記表「速算控除-200,000」

なお、町民税・県民税の所得控除の概要は次のとおりです。(所得税の控除額とは一部異なります)。

- 940 (. 1 TAINE) LITTOIL	元・ハハココニア・ハルス(ま)ハ・ノ		いり上かっぱては	叩光なりみりり。						
	前年の合計所得金額に応		(以下の表の							
基礎控除	前年の合計所	斤得金額	基礎控除額	前年の合	計所得金額	基礎控除額				
	~	24,000,000	430,000	24,500,001	~ 25,000,000	150,000				
	24,000,001 ~	24,500,000	290,000	25,000,001	~	0	<u></u>			
	納税者や納税者と生計を-	ーにする配偶者、その	つ他の親族が育	が年中に災害や盗難、	横領等により資産に損	害を受けた場合	7			
雑損控除	次の①と②のいずれか多い	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額-保険などにより補てんされた金額)-総所得金額等×10%								
					0補てんされた金額) -5					
医 従来からの 、、	納税者や納税者と生計を-	ーにする配偶者、その	つ他の親族のた	とめに前年中にあなた	が支払った医療費があ	る場合				
皮 医皮弗忱险 選	(支払った医療費)-(保険	等により補てんされた	:額)-(総所得:	金額等×5%又は107	万円のいずれか少ない物	額)				
费					14—11	除限度額:200万	, .,			
セルノ 週	納税者や納税者と生計を-					こ医薬品を購入	l			
	た場合。 対象のスイッチ(OTC医薬品の年間購	≰入額−12,000)(控除限度額:88,00	0)					
ン税制	※適用を受けるには、納税	2者が健康の増進及で	び疾病予防への	の一定の取り組みを行	<u> うったことが条件となりま</u>	す。				
社会保険料控除	納税者や納税者と生計を-						頁)			
	※納税者と生計を一にする	5配偶者、その他の第	見族が受け取る	年金から天引きされる	た場合は、納税者の控係	余対象外です。				
小規模企業共済等			ざく掛金や心身	'障害者扶養共済掛金	を又は個人型確定拠出	年金の掛金を支	Ź			
掛金控除	払った場合(控除額:全額	,								
	受取人を納税者や納税者					め、納税者が前	年			
	中にその保険料や掛金を			表のとおりです。(控隊	余限度額:70,000)					
	平成24年1月1日以後に		(新契約)		以前に締結した保険契約	勺等(旧契約)				
	支払額(円)	控除額		支払額(円)	控除額					
生命保険料控除	~ 12,000 全往			~ 15,000						
		払額×1/2+6,000			支払額×1/2+7,500					
		払額×1/4+14,000		$40,001 \sim 70,000$	支払額×1/4+17,500					
	, ,	,000		70,001 ~	35,000					
	※一般生命保険料・個丿									
	┃ ※新・旧両方の保険料カ	ぶある場合はそれぞれ	し上記により計算	算した控除額の合計	(控除限度額:28,000)と	<i>ニ</i> なります。				

n税者や納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族が損害保険契約等に基づいて、前年中に支払った地震保険料等がある 場合。計算方法は以下の表のとおりです。(控除限度額:25,000円)

②長期損害保険料

地震保険料控除

①地震保険料

支払保険料の合計額×1/2

※1つの契約が上記①及び②のいずれにも該当するときは、それ

ぞれで計算して有利な方を用います。

支払保険	食料系	総額(円)	控除額
	\sim	5,000	全額
5,001	\sim	15,000	支払額×1/2+2,500円
15,001	\sim		10,000円

※納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です。

納税者と生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く)の前年中の合計所得が48万円以下の 場合。70歳以上の以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。控除額は以下の表のとおりです。

※納税者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です。

納税者と生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族になっている人、事業専従者を除く)の前年中の合計所得が48万円を超え 33万円以下の場合。控除額は以下の表のとおりです。

配偶者控除
配偶者特別控除
*

			納税義務者の合計所得金額			
控除の種類	配偶者の合計所得金額(円)			900万円以下	900万円超	950万円超
					950万円以下	1,000万円以下
而但 老 协院 一般		~	480,000	33万円	22万円	11万円
配偶者控除 一般 老人				38万円	26万円	13万円
	480,001	\sim	950,000	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	950,001	\sim	1,000,000	33万円	22万円	11万円
	1,000,001	\sim	1,050,000	31万円	21万円	11万円
	1,050,001	\sim	1,100,000	26万円	18万円	9万円
	1,100,001	\sim	1,150,000	21万円	14万円	7万円
	1,150,001	\sim	1,200,000	16万円	11万円	6万円
	1,200,001	\sim	1,250,000	11万円	8万円	4万円
	1,250,001	\sim	1,300,000	6万円	4万円	2万円
	1,300,001	\sim	1,330,000	3万円	2万円	1万円
	1,330,001	\sim			なし	

納税義務者と生計を一にする親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合。 ①一般の扶養親族 16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満 (控除額:33万円) 扶養控除 ②特定扶養親族 19歳以上23歳未満 (控除額:45万円) ③老人扶養親族 70歳以上(控除額:38万円)

老人扶養親族のうち、納税義務者や納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者や納税義務者の配 4)同居老親等

偶者のいずれかとの同居を常としている人 (控除額:45万円)

的税者自身が障害者である場合、又は納税者と生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者(生計同一配偶者) 障害者控除 及び扶養親族が障害者に該当する場合。 **

D.普通障害者(控除額:26万円) ②特別障害者(控除額:30万円) ③同居特別障害者(控除額:53万円)

婚姻歴や性別に関わらず、次のいずれかに該当する場合(控除額:30万円) ひとり親控除 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

・生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)がいること。

・前年の合計所得金額が500万円以下であること 上記ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する場合(控除額:26万円)

寡婦控除 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 **※**

・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人

勤労学生控除※ 納税義務者が学生で前年の合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得以外の所得が10万円以下)の場合(控除額:26万円)

※前年の12月31日(年の途中で死亡された場合は、その死亡日)の現況において判断されます ●税額控除

(1)配当控除 配当所得の金額×以下の控除率

課税標準額 町|県 1,000万円以下の部分 1.6% 1 2% 1,000万円超の部分 0.8% 0.6%

※控除率は配当所得の種類により異なります。

(2)配当割額·株式等譲渡所得割額控除

配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除する場合の金額 【町】配当·株式等譲渡所得割額 × 3/5

【県】配当·株式等譲渡所得割額 × 2/5

(3)住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和3年12月までに居住した人で、所得税の住宅ローン控除が適用される人は、所得税から控除しきれない額がある場合、次の①、②のう ち少ないほうの額を町県民税から控除することができます。

①所得税から控除できなかった住宅ローン控除額 ②課税所得金額等の5%(限度額は97,500円)

※平成26年4月から令和3年12月までに居住した人で、新消費税率(8%又は10%)で住宅を取得した場合は上記の②が、『課税所得金額等の7%(限度 額は136,500円)』となります。また、所得税の住宅ローン控除額について、消費税率10%で取得した住宅を令和元年10月1日から令和2年12月31日まで の間に居住の用に供した場合に限り、控除期間が13年間(現行10年間)に延長されました。(11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分 の負担に着目した控除額の上限あり)

前年中に控除の対象となる寄附金を支出し、寄附金の合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合は、その金額)が2,000円を 超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%の金額を控除することができます。また、都道府県や市区町村などへの寄附金が2,000 円を超える場合は、その超える金額に前年中の課税所得金額に応じて得た率を乗じて得た額の、町民税は3/5、県民税は2/5の額を加算した額を控除 することができます。(調整控除後の所得割の20%の金額を超える場合はその20%の額)

(5) 調整控除 ※課税所得金額とは課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額です。

I	課税所得金額	控除額(以下合計所得金額2,500万円以下の場合のみ適用)	
I	200万円以下	①人的控除の差の合計額 ②町県民税の課税所得金額 ①と②のいずれか少ない金額の5%を所得割額から控除	
ı		000 11 7 (100 2 01 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
	200万円超	{人的控除の差の合計額-(町県民税の課税所得金額-200万円)}の5%を所得割額から控除。※この金額が2,500円未満の場合は2,500円	